

国立研究開発法人
国立循環器病研究センター
理事長 小川 久雄 様

令和3年2月9日

審査請求人 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田雅史

審査請求人は、次のとおり審査請求する。

1. 審査請求人の氏名及び住所

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

審査請求人（開示請求人） 代表 多田 雅史

〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5F

柴田・羽賀法律事務所内 多田携帯：080-1566-3428

2. 審査請求に係る処分

法人文書開示決定通知書（国循セン発総第21012201号、令和3年1月22日）

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和3年2月9日

4. 審査請求の趣旨

請求人が、令和2年12月23日、開示請求した以下の1件の法人文書について、法人文書の全文を開示せよ。

「1. 国立循環器病研究センター（以下「国循」という）は、2002年11月19日、株式会社日立製作所と連名で、添付資料1の「脳磁計を用いて慢性的めまい感の脳内神経活動の画像化に成功—めまい感の度合いを定量診断することが可能に—」の資料を公開し、当該のめまい症の病名を「てんかん類似めまい症」と仮説病名をつけて、抗てんかん薬を試用した治療を実施している。添付資料1を公開した際の国循の組織内の記録又は決裁にかかる文書の開示を請求する。」

5. 審査請求の理由

(1) 請求人が、令和2年12月23日、開示請求した法人文書は、前項のとおりである。

(2) これに対し貴殿が示した不開示理由は、「法人文書が不在」である。しかしながら、添付資料1の「脳磁計を用いて慢性的めまい感の脳内神経活動の画像化に成功—めまい感の度合いを定量診断することが可能に—」は、貴殿及び株式会社日立製作所が連名で報道公開しているため、貴殿が、法人文書として保有していないことはありえず、文書の存在を株式会社日立製作所に確認する必要がある。逆に、法人文書がなければ、上記資料1は貴殿内の担当医が、貴殿の決裁なしに勝手に報道公開したことになる。

- (3) よって、本書請求のとおり、開示請求した法人文書の全文開示について、審査請求する。
- (4) 貴殿は、請求人の審査請求に対する諮問手続きにおいて、複数の諮問手続きを放置して、法人文書の開示を免れようと企図しているが、その行為は同法に違反するため、同法19条により、速やかに、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを要求する。
- (5) また、貴殿は、前(4)項の諮問の懈怠理由について、「情報公開・個人情報保護審査会での応答理由を検討しているため遅れている」とするが、すでに請求人に情報不開示理由が伝えられており、それ以外の理由を同審査会で争うことはできず、同審査会での応答理由を検討する余地はないため、同法の立法趣旨において、速やかな諮問が義務付けられている。
- (6) なお、貴殿が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反する行為を重ねていることは、貴殿からの不開示決定書等のすべての資料を厚生労働省医政局研究開発振興課長等松淳也様及び同国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会にも送付した上で、再三、貴殿に警告している旨を伝達していることを申し添える。

以上

複写

複写

複写

差出人 〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉1-1-35ハイエスト久屋5階柴田・羽賀法律事務所内
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史

受取人 〒564-8565
大阪府吹田市岸部新町6番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター

理事長 小川 久雄様



郵便認証司

3. 2. 9

この郵便物は令和3年2月9日
第12485927090号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2021020922211300100000 号

2 / 2 頁

新 東 京

3. 2. 9

18-24